

別表 1

業種	要件	交付額（1事業者当たり）
一般乗用旅客自動車運送業	道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に基づく許可を受けた事業者	令和3年12月16日時点で登録されている車両1台につき50千円
運転代行業	道路運送法第4条第1項に基づく許可を受けた事業者	令和3年12月16日時点で登録されている登録車両1台につき50千円
一般貸切旅客自動車運送業	道路運送法第4条第1項に基づく許可を受け、かつ特定の場所への運送を行う事業でない事業者	令和3年12月16日時点で登録されている登録車両1台につき100千円
映画館	興行場法（昭和23年法律第137号）第2条第1項に基づく許可を受けた事業者	スクリーン数に30千円を乗じて得た額に100千円を加えた額
スポーツジム、ボウリング場、ダンス教室	左記業種であって、屋内運動施設を有する事業者	100千円

備考 業種とは、日本標準産業分類に基づく業種をいう。